

第2期八雲町 子ども・子育て支援事業計画

《令和2年度～令和6年度》

【概要版】



令和2年3月

八雲町

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

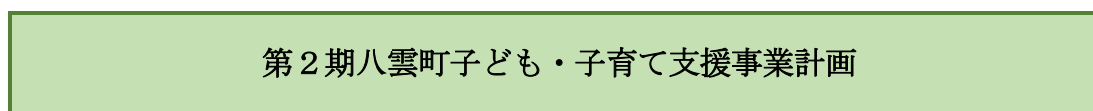
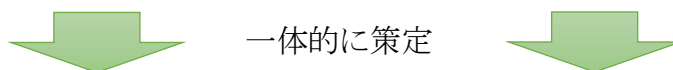
市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の法的位置づけ

「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「第2期八雲町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



3. 計画の期間

第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

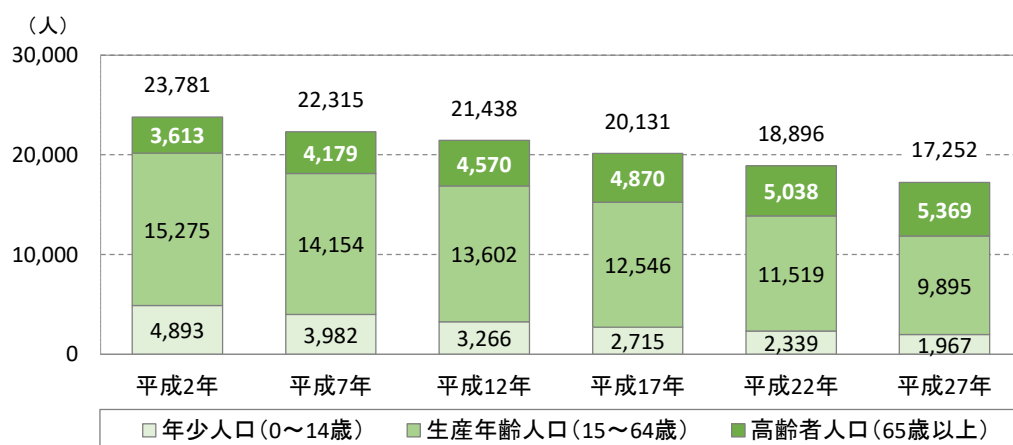
1. 人口の状況

(1) 国勢調査に基づく総人口の推移

国勢調査に基づく本町の総人口は、平成2年の23,781人から減少が続いており、平成27年は17,252人となっています。

年齢3階層別人口をみると、平成2年から年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに減少が続いており、高齢者人口（65歳以上）は増加している状況です。

■年齢3区分別人口の推移

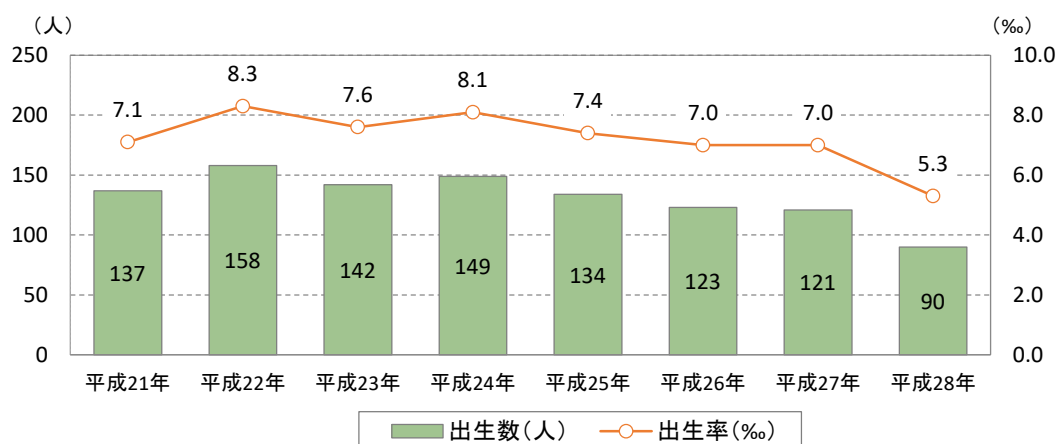


資料：国勢調査（平成12年以前は旧八雲町と旧熊石町の合算値）

(2) 出生数の推移

出生数の推移をみると、年によって増減がありますが全体としては減少傾向にあり、出生率も同様の傾向にあります。

■出生数・出生率の推移



資料：北海道保健統計年報（平成28年分まで公表済み）

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町ではこれまで、「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまで同様、今後も子どもは、将来の八雲町を拓く大切な宝であり、希望であり、夢です。この意味も込め、これまでの基本理念は普遍的なものといえます。

そのため、「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、次のとおり本計画の基本理念を定めます。

基本理念

みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲

2. 基本方針

基本方針1 「子どもにとっての幸せ」を守る町

子ども・子育て支援事業計画の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益や権利が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

基本方針2 社会全体で子どもと子育て家庭を支える町

子どもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。

子育てに関しては、安心して働ける子育て支援環境として教育・保育施設と地域との連携はもとより、子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを推進します。

基本方針3 健やかに安心して子どもを育てられる町

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭で安心して子育てできる環境整備が重要です。本計画では、子どもの発達時期に応じた母子保健等の取組を進め、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援を行います。

また、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図り、子育てしながら働きやすい環境づくりを目指します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	64	59	60	60	58
八雲地域		60	55	56	56	55
落部地域		3	3	3	3	2
熊石地域		1	1	1	1	1
1号認定		29	27	27	27	26
八雲地域		25	23	23	23	23
落部地域		3	3	3	3	2
熊石地域		1	1	1	1	1
2号認定 (教育ニーズ)		35	32	33	33	32
八雲地域		35	32	33	33	32
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策 ②		64	64	64	64	64
八雲地域		64	64	64	64	64
落部地域	0	0	0	0	0	
熊石地域	0	0	0	0	0	
過不足 (②-①)	0	5	4	4	6	

【確保方策の考え方】

八雲地域は「八雲幼稚園」及び「認定こども園マリア幼稚園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。落部地域・熊石地域は人口減少のため新たな教育施設の整備は難しく、保育所の利用で対応しています。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	229	219	209	209	202
八雲地域		185	172	174	174	170
落部地域		30	34	24	26	23
熊石地域		14	13	11	9	9
確保方策 ②		229	229	229	229	229
八雲地域		185	185	185	185	185
落部地域		30	30	30	30	30
熊石地域		14	14	14	14	14
過不足 (②-①)		0	10	20	20	27

【確保方策の考え方】

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	31	30	29	28	28
八雲地域		23	22	21	21	20
落部地域		5	5	5	5	5
熊石地域		3	3	3	3	3
確保方策 ②		31	31	31	31	31
八雲地域		23	23	23	23	23
落部地域		5	5	5	5	5
熊石地域		3	3	3	3	3
過不足 (②-①)		0	1	2	3	3

【確保方策の考え方】

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	124	123	114	109	107
八雲地域		99	99	86	82	80
落部地域		20	18	23	22	22
熊石地域		5	5	5	5	5
確保方策 ②		124	124	124	124	124
八雲地域		99	99	99	99	99
落部地域		20	20	20	20	20
熊石地域		5	5	5	5	5
過不足 (②-①)		0	1	10	15	17

【確保方策の考え方】

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	事業概要	確保の方策
①利用者支援事業	子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。	八雲地域は子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の機能拡充で確保するとともに、身近な場所において当事者目線の支援を今後も継続して対応します。落部地域、熊石地域では、各支所を一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応します。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談・情報提供等を行う事業。	八雲町子育て支援センターで子育てサロン、遊びの広場・スマイル育児教室等を開催します。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

事業	事業概要	確保の方策
③妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、健康診査に係る費用の一部を助成する事業。	現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。	現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが困難な児童について、児童養護施設等で一時的な保護を行う事業。	本町には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあるため、今後も必要とする方に対し、近隣市町村の子育て短期支援事業に関する情報提供を行います。
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を希望する者と援助を行う者との相互援助活動を行う事業。	本町においては、託児を行っている任意の団体(八雲子育てサポート「たっち」)があり、町ではこの団体を支援しています。今後もニーズの動向を見極めながら団体への支援を継続していきます。
⑧一時預かり事業	主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり保育を行う事業。	<p>一時預かり(幼稚園型)：本町では「八雲幼稚園」及び「認定こども園八雲マリア幼稚園」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。</p> <p>一時預かり(幼稚園型以外)：本町では一時預かり「クルミ」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。</p>
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業。	町内の保育所及び認定こども園で延長保育を実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。
⑩病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	疾病にかかっている場合や回復期にある児童を保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業。	量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズが出ていますが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる医療体制及び人材の確保も困難な状況にあります。
⑪放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。	八雲地域では「わんぱくクラブ」「どんぐりクラブ」「さかえっ子クラブ」の3箇所を実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。 落部地域と熊石地域は、指導者の確保や児童数の減少により放課後児童健全育成事業としての実施は厳しい状況にあり、現在、子どもの居場所づくりとして「落部レクリエーションセンター」「ふれあい交流センターくまいし館」の一般開放を行っています。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品、文房具などの物品購入費用等を助成する事業。	住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後とも実施します。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育事業等への民間事業者の参入促進を図るための事業。	小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育などの事業参入の相談支援を行います。

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を促進するとともに、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援にかかわる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、町外に対しても情報発信に努めます。

2. 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価と見直し

この計画を実効性のあるものとするため、「八雲町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、毎年度、見直しを行います。

また、この計画の期間は5年（令和2～6年度）ですが、中間年に計画の中間見直しを行います。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

第2期
八雲町子ども・子育て支援事業計画（概要版）
《令和2年度～令和6年度》

発行：八雲町 住民生活課
令和2年3月

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地
TEL 0137-62-2112
FAX 0137-62-2120